

# 100キロ前後で交差点進入か

## 現場手前から速度超

昨年12月に高岡市羽広2丁目の交差点で、大破した軽乗用車のそばで朝日町の女性会社員(33)が倒れ死亡が確認された事故で、自動車運転処罰法違反(危険運転致死)と道交法違反(ひき逃げ)の疑いで逮捕された男が、時速100キロ前後で交差点に進入した可能性があったことが9日、捜査関係者への取材で分かった。現場に向かう市道から法定速度を上回るスピードで走っていたことも判明。現場にブレーキ痕はなく、高速度の運転により現場の右カーブを曲がりきれずに道路左側の信号柱に衝突したとみられ、県警が当時の詳しい状況を調べている。

### 高岡 女性死亡事故

### 高岡署 容疑者を送検

高岡署に逮捕されたのは 田百二(たひつ)郎(らう)容疑者(33)。昨年小矢部市浅地、会社員、坂 12月18日午前0時25分ごろ、富山西署



富山地検に送検される坂田容疑者—9日午後0時半ごろ、富山西署

ろ、高岡市羽広2丁目の市道交差点で、進行の制御が困難な速度で交差点に進入。女性を負傷させたが、必要な救護を行わずにその

#### 危険運転致死容疑

#### 破損状況を

#### 分析し判断

専門家が推測

交通問題に詳しい高山法律事務所(東京)の高山俊吉弁護士は今回の事故について、危険運転致死罪の成立には現場となった交差点での減速の有無や進入速度が重要になるとし、「警察が車道からの逸脱や道路外にある信号柱への衝突、車の破損状況を総合的に分析した結果、制御困難と判断したと推認できる」とした。現行法では「高速度」の数値基準がない。高山弁護士によると、このため同罪を適用するには走行速度だ

場を立ち去り、死亡させた疑いが持たれている。同署は9日、同容疑者を富山地検に送検した。現場の法定速度は40キロ。

けでなく、カーブや凹凸など現場の形状や路面状況も重要な判断材料になるといふ。急カーブが連続する険

捜査関係者によると、同容疑者は事故当時、その2倍以上にあたる100キロ前後のスピードで交差点に進入したことに加え、それ以前から法定速度を上回る速度で走行していた可能性がある。車両は左前部が激しく損傷し、女性は車の前で倒れた状態で見つかった。危険運転致死罪には八つの要件があり、同署は今回、進行を制御することが困難な高速度で車を走行させる行為を適用した。

しい道路では「時速30〜40キロでも制御困難と判断される」ともある」とする。坂田容疑者が同罪で起訴

された場合、公判では、弁護側が量刑が軽い過失運転致死罪の成立を主張する展開が予想されるとし、「走行速度や衝突状況などが審理されるだろう」との見方を示した。

